

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) の概要

I. 法律制定の趣旨

1. 法施行前、我が国においては、建設工事に伴い発生する廃棄物の量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた。その一方で、限りある資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再び資源として利用していくことが強く求められていた。
2. このような状況に対処するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) が平成12年の第147回通常国会で成立し、平成14年5月に完全施行された。

II. 法律の概要

1. 目的

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 定義

- (1) 「建設資材廃棄物」とは、建設資材が廃棄物となったもの
- (2) 「分別解体等」とは、次に掲げる工事の種別に応じ、それぞれに次に定める行為
 - ①解体工事 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - ②新築工事等 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (3) 「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生

じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するもの

- ①分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
 - ②分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (4) 「特定建設資材」とは、建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるもの（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）
 - (5) 「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったもの
 - (6) 「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為
 - (7) 「再資源化等」とは、再資源化及び縮減
 - (8) 「解体工事業」とは、建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業
 - (9) 「解体工事業者」とは、都道府県知事の登録を受けて解体工事業を営む者

3. 基本方針の策定

- (1) 主務大臣は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、基本方針を定め、公表する（主務大臣は国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣）。
- (2) 都道府県知事は、基本方針に即し、当該都道府県における分別解体等及び再資源化等の促進等の実施に関する指針を定め、公表する。

（参考）基本方針として以下の事項について告示（平成13年1月）

- 一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
- 二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

めの方策に関する事項

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

4. 関係者の責務

(1) 建設業を営む者

建設業を営む者は、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等及び再資源化等に要する費用を低減に努めるとともに、再資源化により得られた建設資材を使用するよう努める。

(2) 発注者

発注者は、分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担、再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び再資源化等の促進に努める。

(3) 国

国は、分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求める等の必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 地方公共団体

都道府県及び市町村は、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努める。

5. 分別解体等の実施

(1) 分別解体等実施義務

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が政令で定める基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者（以下「対象建設工事受注者」という。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、主務省令で定める施工方法に関する基準に従い、分別解体等をしなければならない。

(2) 対象建設工事の届出等

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、分別解体の計画等を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

国の機関又は地方公共団体は、届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(3) 対象建設工事の届出に係る事項の説明等

対象建設工事を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、分別解体の計画等について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(4) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項

対象建設工事の請負契約の当事者は、建設業法第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(5) 助言・勧告、命令

都道府県知事は、分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、3.(2)の指針を勘案して、受注者または自主施工者に対し、必要な助言・勧告又は命令をすることができる。

6. 再資源化等の実施

(1) 再資源化等実施義務

対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、その再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定める特定建設資材廃棄物（木材）については、一定距離内に当該特定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約がある場合には、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

(2) 発注者への報告等

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

報告を受けた発注者は、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

(3) 助言・勧告、命令

都道府県知事は、再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、3.(2)の指針を勘案して、受注者に対し、必要な助言・勧告又は命令をすることができる。

7. 解体工事業

(1) 解体工事業者の登録

解体工事業を営もうとする者（土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(2) 技術管理者の設置及び職務

解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任しなければならない。

解体工事業者は、解体工事を施工するときは、技術管理者に当該解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければならない。

(3) 標識の掲示及び帳簿の備付け等

解体工事業者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、標識を掲げなければならないとともに、その営業所ごとに帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(4) 解体工事業者の登録についてのその他の措置

解体工事業者の登録について、登録の申請、登録の拒否、解体工事業者登録簿に閲覧、登録の取消し等その他の所要の規定を設けている。

8. その他

(1) 分別解体等及び再資源化等に要する費用の請負代金の額への反映

国は、対象建設工事の発注者が分別解体等及び再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させることに寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、国民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(2) 下請負人に対する元請業者の指導

対象建設工事の元請業者は、各下請人が再資源化等を適切に行うよう、各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

(3) 再資源化をするための施設の整備

国及び地方公共団体は、対象建設工事受注者による再資源化の円滑かつ適正な実施を確保するため、再資源化をするための施設の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 利用の協力要請

主務大臣又は都道府県知事は、特定建設資材廃棄物の再資源化の円滑な実施を確保するため、再資源化により得られた建設資材の利用を促進することが特に必要であると認めるときは、主務大臣にあつては関係行政機関の長に対し、都道府県知事にあつては新築工事等に係る対象建設工事の発注者（国を除く。）に対し、再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができる。

(5) その他

その他報告の徴収、立入検査、主務大臣等、権限の委任、罰則等について所要の規定を設けている。

9. 施行期日及び検討

(1) 本法は平成12年5月31日に公布され、準備期間を置き、平成12年11月30日より一部施行、平成14年5月30日より完全施行された。

(2) 本法の完全施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

循環型社会形成推進のための法体系



環境基本法

環境基本計画

基本的枠組み

循環型社会形成推進基本法

社会の物質循環の確保
天然資源の消費の抑制
環境負荷の低減

一般的枠組み

廃棄物処理法

廃棄物の適正処理

資源有効利用促進法

リサイクルの推進

グリーン購入法

グリーン調達への推進

個別物品の特性
に応じた規制

容器包装リサイクル法

容器包装の市町村による分別収集／製造・利用者による再商品化

家電リサイクル法

家電の小売店による引取／製造業者等による再商品化

建設リサイクル法

対象建設工事の受注者による
建築物等の分別解体等／特定建設資材の再資源化等

食品リサイクル法

食品の製造・加工・販売業者による再生利用等

自動車リサイクル法

自動車製造業者等によるエアバッグ・シュレッダー
ダストの再資源化、フロン類の破壊

建設リサイクル法の仕組み

行政

発注者

受注者

国の基本方針

都道府県の実施指針

<特定建設資材>

- (1)コンクリート
- (2)コンクリート及び鉄から成る建設資材
- (3)木材
- (4)アスファルト・コンクリート

<対象建設工事>

- 特定建設資材を用いた建築物に係る以下の工事
- (1)建築物解体工事: 床面積合計80m²以上
 - (2)建築物新築・増築工事: 床面積合計500m²以上
 - (3)建築物修繕・模様替等: 請負代金1億円以上
 - (4)その他の工作物工事: 請負代金500万円以上

解体工事業者
の登録制度
(建設業許可業者
は登録不要)

